

促進区域設定基準の設定に当たって検討が必要と考えられる区域及び事項

騒音による生活環境への影響＜太陽光、風力＞		
区域		事項
区域名（根拠法令等）	概要	
—	—	・配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ・用途地域（住居専用地域、住居地域） ・環境基準（騒音）の達成状況
水の濁りによる影響＜太陽光、風力＞		
区域		配慮事項
区域名（根拠法令等）	概要	
重点森林水源保全地区 （京都府森林水源地域の保全等に関する条例）	森林の地域やその地域に水源かん養の観点から密接に関連する地域のうち、水源かん養機能を考慮し取水又は土地の利用について特に適正な実施を図る必要がある区域。府が指定する。	・取水施設の状況
重要な地形及び地質への影響＜太陽光、風力＞		
区域		配慮事項
区域名（根拠法令等）	概要	
—	—	・京都府レッドデータブックに掲載された地形・地質
土地の安定性への影響＜太陽光、風力＞		
区域		配慮事項
区域名（根拠法令等）	概要	
砂防指定地 （砂防法）	治水上砂防のため、えん堤等の砂防設備が必要とされる土地又は開発行為を制限等する必要がある土地。国交省が指定する。	検討中

保安林 (森林法)	公益的機能の発揮が特に求められる森林。農水省又は府が指定する。(特に土地の安定性に関係すると考えられるものを例示) ○水源かん養保安林 流域に降った雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を防止するための森林 ○土砂流出防備保安林 樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草が、雨などによる表土の浸食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防止するための森林 ○土砂崩壊防備保安林 山崩れを防ぎ、住宅や鉄道、道路などを守るための森林 ○落石防止保安林 落石を斜面の途中で止めたり、樹木の根によって岩石を安定させたりして、被害や危険を防止するための森林	
海岸保全区域 (海岸法)	国土を津波、高潮、波浪等の被害から防護するために指定した区域。海岸管理者（府）が指定する。	
地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、開発行為を制限する必要がある土地。農水省又は国交省が指定する。	
河川区域 (河川法)	洪水、津波、高潮等による災害発生の防止等のため、開発行為の制限等がある区域。一級河川、二級河川又は準用河川の堤防右岸の法尻から左岸の法尻まで。	
河川保全区域 (河川法)	堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設や河岸を保全するため開発行為の制限等がある区域。河川区域に隣接する一定の区域を河川管理者（国交省、府又は市町村）が指定する。	

	急傾斜地崩壊危険区域 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	傾斜度が 30 度以上かつ斜面の高さが 5 メートル以上の箇所のうち、保全対象人家が 5 戸以上、又は 5 戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある地区で、開発行為を制限する必要がある地区。府が指定する。	
	土砂災害特別警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	土砂災害が発生した場合に建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。府が指定する。	
	土砂災害警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地。府が指定する。	
	山地災害危険地区 （林野庁調査要領）	山崩れ、地すべり及び土石流などにより、人家や、病院、学校、道路などの公共施設に直接被害がおよぶおそれがある山地（山の斜面や溪流）で、林野庁が定める要領に基づく調査により、一定基準以上の危険性があると判断された山地。土地利用等に制限を加えるものではなく、治山事業を計画的に実施するための基礎資料として把握されているもの。林野庁又は府が判断する。	
	土砂災害危険箇所 （国土交通省通達）	土石流、地すべり、がけ崩れによる被害のおそれのある箇所。土地利用等に制限を加えるものではなく、危険箇所の周知等を目的とするもの。府が調査して把握する。	
反射光による影響＜太陽光＞			
区域			配慮事項
区域名（根拠法令等）	概要		
—	—		
			・配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ・用途地域（住居専用地域、住居地域）

風車の影による影響＜風力＞		
区域		配慮事項
区域名（根拠法令等）	概要	
—	—	・配慮対象（住宅、学校、病院、福祉施設等）の分布状況 ・用途地域（住居専用地域、住居地域）
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響＜太陽光、風力＞		
区域		配慮事項
区域名（根拠法令等）	概要	
国指定鳥獣保護区 （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため、捕獲や建物の設置、樹木の伐採など鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為が制限される区域。環境省が指定する。 （より規制の厳しい特別保護区は国基準で除外）	・環境省レッドリスト ・京都府レッドリスト ・国内希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき環境省が指定） ・指定希少野生生物（京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づき府が指定）
京都府指定鳥獣保護区 （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	鳥獣の保護のため、捕獲や建物の設置、樹木の伐採など鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為が制限される区域。府が指定する。	

生息地等保護区 （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）	国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であるものについて、その生息・生育環境を保全するために開発行為等が制限される区域で、以下の種類がある。環境省が指定する。 ○管理地区（国基準で除外） 生息地等保護区内で国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域 ○立入制限地区 管理地区の区域内で国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所 ○監視地区 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域	
生息地等保全地区 （京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例）	指定希少野生生物の保全のために開発行為等が制限される地区で以下の種類がある。府が指定する。 ○管理地区 生息地等保全地区内で指定希少野生生物の保全のため特に必要があると認める区域 ○立入制限地区 管理地区の区域内で指定希少野生生物の個体の生息生育のため特にその保全を図る必要がある場所 ○監視地区 生息地等保全地区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域	
風力発電に係るセンシティブティマップ＜風力のみ＞	風力発電に対する鳥類への影響が懸念される区域。環境省が作成する。	

植物の重要な種及び重要な群落への影響＜太陽光、風力＞

区域		配慮事項
区域名（根拠法令等）	概要	
生息地等保護区 （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律） ※再掲	国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であるものについて、その生息・生育環境を保全するために開発行為等が制限される区域で以下の種類がある。環境省が指定する。 ○管理地区（国基準で除外） 生息地等保護区内で国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域 ○立入制限地区 管理地区の区域内で国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所 ○監視地区 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域	・植生自然度 ・特定植物群落 ・巨樹・巨木林データベース ・環境省レッドリスト ※再掲 ・京都府レッドリスト ※再掲 ・国内希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき環境省が指定） ※再掲 ・指定希少野生生物（京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づき府が指定） ※再掲
生息地等保全地区 （京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例） ※再掲	指定希少野生生物の保全のために開発行為等が制限される地区で以下の種類がある。府が指定する。 ○管理地区 生息地等保全地区内で指定希少野生生物の保全のため特に必要があると認める区域 ○立入制限地区 管理地区の区域内で指定希少野生生物の個体の生息生育のため特にその保全を図る必要がある場所 ○監視地区 生息地等保全地区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域	

地域を特徴付ける生態系への影響＜太陽光、風力＞

区域		配慮事項
区域名（根拠法令等）	概要	
地域森林計画対象森林 （森林法）	全国森林計画に即して、森林関連施策の方向並びに地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を定めた地域森林計画の対象森林。森林計画は府が策定する。	検討中
京都府自然環境保全地域 （京都府環境を守り育てる条例）	原生的な自然として各種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を有し、開発等の行為が制限される地域。普通地区とより規制の厳しい特別地区がある。京都府が指定する。	
京都府歴史的な自然環境保全地域 （京都府環境を守り育てる条例）	自然環境が歴史的遺産と一体になって優れた歴史的風土を形成している地域。開発等の行為が制限される地域。普通地区とより規制の厳しい特別地区がある。京都府が指定する。	
自然再生事業実施地域 （自然再生推進法）	河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林その他の自然環境の保全等を行う自然再生事業の実施地域。関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人等の関係主体で組織する協議会が事業を計画・実施。	
重要里地里山	生物多様性保全上、重要である里地里山。土地利用等に制限を加えるものではなく、里地里山への理解の促進や各地域での取組の促進・拡大を目的とするもの。環境省が選定する。	
重要湿地	生物多様性保全や自然再生等の観点から重要な湿地。土地利用等に制限を加えるものではなく、湿地の保全と再生の取組の推進を目的とするもの。環境省が選定する。	

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響＜太陽光、風力＞

区域		配慮事項
区域名（根拠法令等）	概要	
国立公園 （自然公園法）	自然の風景地を保護するために開発行為等が制限される公園で、普通地域とより制限の強い以下の特別地域や海域公園地区がある。環境省が指定し、国が管理する。 ○第一種特別地域（国基準で除外） 特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地区のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域 ○第二種特別地域 第一種及び第三種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域 ○第三種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域 ○海域公園地区（国基準で除外） 熱帯魚、さんご、海藻等の動植物によって特徴づけられる優れた海中の景観に加え、干潟、岩礁等の地形や、海鳥等の野生動物によって特徴づけられる優れた海上の景観を維持するための地区。	検討中

国定公園 (自然公園法)	国立公園に準ずる自然の風景地として、開発行為等が制限される公園で、普通地域とより制限の強い以下の特別地域がある。環境省が指定し、府が管理する。 ○特別保護地区(国基準で除外) 特にすぐれた自然景観や原始状態を保存している地域 ○第一種特別地域(国基準で除外) 特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域 ○第二種特別地域 第一種及び第三種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域 ○第三種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の 農林漁業活動については原則として風致維持に影響を及ぼすおそれの少ない地域	
風致地区 (都市計画法、京都府風致地区条例)	都市の風致の維持のため、開発行為等が制限される区域。府又は京都市が定める。	

府立自然公園 (京都府立自然公園条例)	自然の風景地の保護のため、開発行為等制限される公園。普通地域とより制限の強い以下の特別地域がある。府が指定する。 ○第1種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域 ○第2種特別地域 第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域 ○第3種特別地域 特別地域のうちでは風致を維持する必要が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	
京都府景観資産登録地区 (京都府景観条例)	地域固有の歴史や文化に裏打ちされた府内各地の身近な景観として、登録された地区。土地利用等に制限を加えるものではなく、情報発信による地域の魅力向上や地域の景観づくり活動等の促進を目的とするもの。府が登録する。	
長距離自然歩道その他自然歩道	豊かな自然や歴史・文化とふれあうことができる歩道。土地利用等に制限を加えるものではなく、自然保護に対する理解を深めることを目的とするもの。環境省又は京都府が設定する。	
保安林 (森林法) ※再掲	公益的機能の発揮が特に求められる森林。農水省又は府が指定する。(特に景観に関係すると考えられるものを例示) ○風致保安林 名所や旧跡、趣のある景色などを保存するための森林	

主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響＜太陽光、風力＞		
区域		配慮事項
区域名（根拠法令等）	概要	
長距離自然歩道その他自然歩道 ※再掲	豊かな自然や歴史・文化とふれあうことができる歩道。土地利用等に制限を加えるものではなく、自然保護に対する理解を深めることを目的とするもの。環境省又は京都府が設定する。	検討中
保安林 （森林法） ※再掲	公益的機能の発揮が特に求められる森林。農水省又は府が指定する。（特に景観に関係すると考えられるものを例示） ○風致保安林 名所や旧跡、趣のある景色などを保存するための森林	
文化財への影響＜太陽光、風力＞		
区域		配慮事項
区域名（根拠法令等）	概要	
伝統的建造物群保存地区 （文化財保護法）	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群の保護のため開発行為の制限等がある地区。市町村の申し出に基づき文化庁が選定する。	・重要文化的景観 ・史跡、名勝及び天然記念物 ・京都府選定文化的景観
埋蔵文化財包蔵地 （文化財保護法）	貝塚、古墳その他埋蔵文化財が包蔵するため、開発行為の制限等がある土地。府教育委員会が決定する。	